

令和3年横瀬町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 午前10時から10時22分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(11人)

会長	2番	町田恒夫	
会長職務代理者	7番	富田哲夫	
農業委員	3番	町田幸広	
	4番	町田多	
	5番	佐野貞行	
	6番	小室寿徳	
	8番	小泉茂樹	
	9番	若林想一郎	
	農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
		第2	荒船敏明
		第3	石黒夢積

4. 欠席委員(2人)

1番	加藤虎三
10番	武藤量司

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 どうも皆さん、大変ご苦労さまです。本日は、1番の加藤虎三委員、そして10番の武藤量司委員から欠席の旨、通知がありましたので、ご報告申し上げます。本日の出席委員は8名です。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第6回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名申し上げますけれども、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

9番、若林想一郎委員、3番、町田幸広委員、よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件並びに議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございますので、本日1日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

日程第3、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第7号について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号について説明いたします。

議案第7号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は290平方メートルです。申請者は、議案書にございますとおり町内在住の方です。申請理由は資材置場であります。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、松田医院の西、約150メートルのところ申請地にな

ります。今申請地は昭和60年以前から栗や柿の木が植えてありましたが、多くが根腐れをしてしまい、平成2年頃からは自己で経営する土木事業の資材置場として利用していたとのことで、始末書を添付しての申請となっております。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、よろしくお願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第7号番号1の農地法第4条の許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、去る21日月曜日、加藤委員が病氣療養中のため、事務局の大畑様、長嶋様に現地調査の同行を依頼して、午前9時10分から現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

当該申請地は、国道299号線沿いにありますアグリマルシェよこぜの東側で、南北に流れる大堀川を挟んだ町道沿いに接する農地が申請地で、登記地目は田でございますが、今から30年ほど前の平成2年頃から町内在住者の申請者が土木事業を営んでいることから、資材置場として使用していて現在に至ってしまったのは、登記地目が農地であることは十分認識していたが、自己所有地であることから、安易な自己判断で現在に至ってしまった経緯と始末書が添付されていて、長年にわたり農地法に違反していたことは十分反省しているかと思いますが、なぜ今回のような事案が判明したのかは、現在同居している孫夫婦が自己所有住宅を建てたいとの計画をしているとのことから、家族で新築用地として私が所有する農地が適しているとのことから計画が進み、私も土木事業を営んでいるので、資材置場が必要で今回申請し、隣接地の農地390平米を孫夫婦に譲与することに至る経過で違反していたのが判明したものである。

なお、始末書を添付している農地法違反を是正するために、農地転用許可申請をするに至ったもので、このような経緯を踏まえた委員皆さんの審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

本来でしたらここで補助委員の説明をお願いするところでございますけれども、欠席につき省略をさせていただきます。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時06分

再 開 午前10時17分

議長 再開いたします。

質疑に移ります。いかがでしょうか。

〔「なし」〕

議長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第7号につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

それでは、日程第4、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第8号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号について説明いたします。

議案第8号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は390平方メートルです。譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

5ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、松田医院の西、約150メートルのところ申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅用地として転用したいとの申請でございます。

なお、隣接する町有地について、現在町道用地との交換手続を進めており、本申請地と一体利用する計画となっております。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設、医療施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第8号番号1、農地法5条の許可申請に関する件につきまして、先ほど所見を述べさせていただきました議案第7号番号1に引き続き現地調査を行いましたので、担当推進委員として所見を申し上げます。

事前に配付されました申請書並びに添付書類だけでは担当推進委員として不明な点が多々あり、通常どおり地区担当委員のみで現地調査を実施していたら不明な点は解消されませんでした。現地調査に同行していただいた事務局の詳細な説明がありましたので、理解することができました。その概要は、事務局から議案の上程説明がありましたとおりで、本件申請の目的は自己用住宅の建築で、近隣の宅地化の状況並びに転用に伴い必要な添付書類がありますので、総合的に判断してやむを得ないと判断させていただきましたので、審議のほどよろしく願いいたします。

なお、担当推進委員としての不明な点として疑問視したことについて、委員皆様からの質問があればそれに答えさせていただきます。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

本来ですとここで補助委員の説明をお願いするところですが、欠席につきまして省略をいたします。

担当委員の所見を終了します。

質疑に移ります。いかがですか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第8号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りをいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。大変ありがとうございました。

(午前10時22分)